

◎届出を要しない行為◎

- 建築物の増築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が 10 m²以下のもの
- 工作物の増築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が 10 m²以下のもの
- 農業又は林業を営むために行う土地の開墾その他の土地の形質の変更
- 林業を営むために行う木竹の伐採
- 特定照明であって、祭典など催しにおいて一時的に使用する場合、試験又は研究のために使用する場合及び法令の規定により使用する場合

◎通常の管理行為、軽易な行為その他の行為 (法第 16 条第 7 項第 1 号)

◎非常災害のため必要な応急措置 (法第 16 条第 7 項第 2 号)

○地下に設ける建築物、工作物 (令第 8 条第 1 項第 1 号)

○仮設の工作物等 (令第 8 条第 1 項第 2 号)

○次に掲げる木竹の伐採 (令第 8 条第 1 項第 3 号)

- ・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
- ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ・仮植した木竹の伐採
- ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

○法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 (令第 8 条第 1 項第 4 号)

○建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ建築物の建築等、工作物の建設等、木竹の伐採、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積、特定照明に該当しないもの

○農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ建築物の建築等、高さが 1.5m を超える貯水槽などの工作物の建設等、用排水施設又は幅員が 2m を超える農道もしくは林道の設置、土地の開墾、森林の皆伐、水面の埋立て又は干拓に該当しないもの